

建設産業常任委員会

- 1 開 議 令和4年3月2日(水) 午前10時00分
- 2 場 所 委員会室3
- 3 付議事件及び順序

日程第1 議案第28号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

建設産業常任委員会名簿

委員長	中	川	雅	之	出席
副委員長	深	澤	正	夫	出席
委員	秋	山	幸	子	出席
	星		雅	人	出席
	菊	池	久	光	出席
	前	野	良	三	出席
	小	林	正	勝	出席

当 局	建設水道部長	加	藤	雅	彦	出席
	建築住宅課長	齋	藤	正	広	出席

事務局	池	嶋	佑	介	出席
-----	---	---	---	---	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（中川雅之） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。

これより建設産業常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット表示のとおりであります。

当局の出席者は、建設水道部長、建築住宅課長です。

◎議案第28号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（中川雅之） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第28号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（加藤雅彦） おはようございます。建設水道部長の加藤でございます。また、本日同席しておりますのは、齋藤建築住宅課長でございます。よろしくお申し上げます。

議案第28号につきましては、本会議におきましてご説明申し上げたところではございますが、本日は担当の齋藤建築住宅課長よりご説明申し上げます。

○委員長（中川雅之） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（齋藤正広） 議案第28号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

議案書248ページ、議案補助資料254ページを併せて御覧ください。改正理由につきましては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進に関する法律の一部が改正され、長期優良住宅に係る認定手続の合理化等が図られたことに伴い、新たに手数料の額を定めるため、大田原市手数料条例の一部を改正するものです。

それでは、264ページの長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴う大田原市手数料条例の改正趣旨によりご説明をいたします。併せて255ページの新旧対照表を御覧ください。

改正の内容につきましては、大きく4つあります。1つ目として、長期優良住宅建築計画等の認定に係る審査の合理化に伴う改正であり、登録住宅性能評価機関が、住宅設備が長期使用構造であることを確認した確認書等を添付することにより、長期優良住宅認定の一部審査が省略できることが法定化されました。これにより、これまでの任意の技術的審査である適合証等での審査省略手続が廃止されることから、新別表中88の項及び変更の認定について、90の項第1号のとおり改正するものです。

次に、2つ目として、良質な既存住宅を増築、改築するのに併せ、長期優良住宅の認定申請を行う場合の手数料制定に伴う改正であり、既存住宅の流通市場を活性化させる狙いがあります。今後増築、改築する長期優良住宅の認定申請が増えることが予想され、建築行為における新築とは別に、新たに新別表中88の

項（２）、（４）及び変更の認定について、90の項第1号（２）、（４）のとおり手数料を制定するものです。

次に、3つ目として、区分所有住宅の認定手続の見直しに伴う改正でありまして、これまでの区分所有の共同住宅は、各戸の区分所有者がそれぞれ認定を受けることとされていましたが、共同住宅の認定促進に向けた手続の合理化として、管理組合の管理者が棟ごとに一括して認定を受ける仕組みに変更となりました。これにより旧別表中90の項、変更の認定について、91の項第2号の手数料の制定が不要となり、削除するものです。

次に、4つ目として、長期優良住宅型総合設計制度の創設に伴う改正でありまして、都市計画における用途地域ごとに一定規模以上の敷地面積を有し、市街地の環境の改善に資する認定長期優良住宅については、特定行政庁の許可により、容積率制限を緩和できることとなりました。これに伴い、容積率の特例許可申請手数料を新別表中91の項のとおり新たに制定するものです。

その他、改正に伴い別表中の項ずれを改めるとともに、区分の整理を行っております。なお、今回改正する手数料の額については、栃木県及び県内特定行政庁と合わせております。

それでは、253ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は令和4年4月1日から施行すると規定をいたします。

以上で、議案第28号の説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（中川雅之） ただいま説明が終わりましたので、質疑を行います。

菊池委員。

○委員（菊池久光） 参考までにちょっとお聞きしたいのですが、この建築確認申請中、長期優良住宅の割合はどれくらいあるのかということと、あとその認定を受けているうち、多分メーカーさんのほうが多いのかなという気がするのですが、メーカーと地元建設会社とか、その点の割合とか、もし分かれば、参考までにお聞かせいただきたいと思ひます。

○委員長（中川雅之） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（齋藤正広） まず、第1点目が申請の割合でよろしいですか、令和2年度の数値なのですが、まず確認申請件数、都市計画区域外の確認が必要とならない工事届の部分も含めまして、合計で264件の申請がございました。そのうち長期優良住宅の認定件数は、令和2年度で39件ございまして、割合としましては、14%程度となっております。

あと、長期優良住宅の認定に関して、ほとんどが大手のハウスメーカーによる申請でございます。地元といいますか、個人の建設事業所の方が申請されるというのは、ほとんどはつきり言ってございません。というのも、申請手続をかなりハウスメーカーが熟知しておりまして、その認定自体も、ハウスメーカーにとって施工単価が上がるというようなメリットもございまして、積極的にハウスメーカーが行っているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（中川雅之） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（中川雅之） 私からもよろしいですか、1点なのですが。

手数料の金額ということで、他の市町と手数料を合わせるというか、手数料を合わせた手数料になるというような形なのですが、他の市町との金額の違いというのがあるのかどうか、手数料の金額の違い。この条例の中で他市町の手数料に合わせた手数料を、要するに設定するという形になっているのですが、その他市町との違いというの、大きな金額の違いというのがあるのかないのか。

建築住宅課長。

○建築住宅課長（齋藤正広） 手数料の額は合わせるということになりますので、県及び特定行政庁と同じ額になると……

○委員長（中川雅之） 全て同じという形で……
（「はい」と言う人あり）

○委員長（中川雅之） 了解です。
ほかに質疑はございませんか。
（「なし」と言う人あり）

○委員長（中川雅之） ないようでありますので、質疑を終わります。
質疑が終わりましたので、意見があれば、お願いいたします。
（「なし」と言う人あり）

○委員長（中川雅之） 意見がないようでありますので、採決いたします。
議案第28号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（中川雅之） 異議なしと認めます。
よって、議案第28号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長（中川雅之） 以上で、当委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。
これにて建設産業常任委員会を散会いたします。

午前10時10分 散会